

白河市議会委員会条例の一部を改正する条例

白河市議会委員会条例（平成17年白河市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第23条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第23条の規定は適用せず、この条例による改正前の第23条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年3月19日提出

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が改正されたことに伴い、条例の改正を行う。

教育委員長が廃止され、（旧）教育長と（旧）教育委員長の役割が統合した（新）教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされた（改正後の法律第13条第1項）ことに伴い、「委員長」を「教育長」とする。

附則について

施行期日は、改正法の施行期日（平成27年4月1日）と同日とする。

法改正に伴う経過措置として、現教育長は教育委員としての任期中に限りなお従前の例により在職するとされており（改正法附則第2条第1項）、現白河市教育委員会教育長は委員としての任期（平成30年3月31日）まで改正前の教育長として在職する。

その場合、上記に係る部分について法改正の適用を受けないとされるため（改正法附則第2条第2項及び第9条）、必要な経過措置を設けることとする。